

平成16年3月15日

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

福岡高等裁判所長官 涌 井 紀 夫

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、原審裁判官の執務の参考に資するため、従来から、当裁判所において判決で終局した控訴事件及び上告事件について、その判決書写しを管内地方裁判所に送付していましたが、下記のとおり、取扱いを改めることにしました。

については、貴庁において同判決書写しを原審裁判官へ送付していただくようお願い申し上げます。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長からこの旨を通知してください。

敬 具

記

1 送付の対象

平成16年4月1日以降に言い渡された民事の控訴事件及び上告事件並びに刑事の控訴事件に対する判決書写し

2 送付の方法

毎月1回、前月言渡し分を各地方裁判所あるいは家庭裁判所本庁に送付する。